

電波監理審議会（第1076回）議事録

1 日時

令和2年5月8日（金）14：00～14：27

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（官房審議官）、
湯本 博信（総務課長）、豊嶋 基暢（放送政策課長）、
堀内 隆広（放送政策課企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）	
「日本放送協会放送受信料免除基準」及び「日本放送協会放送受信規約」 の変更の認可	
（諮問第16号）	1
(3) 閉 会	12

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会します。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本日の臨時会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書きに基づき、委員全員がWebによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項1件となっております。

諮問事項（情報通信行政局）

「日本放送協会放送受信料免除基準」及び「日本放送協会放送受信規約」の変更の認可

（諮問第16号）

○吉田会長 それでは、早速ですが、審議を開始いたします。

諮問第16号、「日本放送協会放送受信料免除基準」及び「日本放送協会放送受信規約」の変更の認可につきまして、豊嶋放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 よろしく申し上げます。諮問第16号の説明資料に沿って説明いたしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

本件は、『日本放送協会放送受信料免除基準』及び『日本放送協会放送受信規約』の変更の認可」の案件でございます。

資料の1ページ目をご覧ください。本件の申請の概要でございます。日本放送協会から放送法第64条第2項に基づき、受信料免除基準の変更の認可申請、

及び、同条第3項に基づき、放送受信規約の変更の認可申請がございました。

まず、免除基準でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、受信料を免除すべき受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものに係る受信料を免除するための規定を新たに設けるといふものでございます。

もう1点は、受信規約についてでございます。現行の受信規約第12条の2におきましては、放送の受信契約者が受信料の支払いを3期分以上滞納したときは、所定の受信料を支払うほか、1期当たり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならないと規定をされております。この1期というのは、2か月でございますが、今回の改正では、この規定にかかわらず、令和2年4月から令和3年3月、要は令和2年度の間受信料については、支払いを延滞した場合であっても、この延滞利息を発生させないといふものでございます。

さらに、この令和2年4月から令和3年3月までの期間については、もともと定めてある3期分以上の滞納と計算する期間には通算しないとする規定を新設するものでございます。

これらの変更は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、受信料の支払いが困難な状況となる受信契約者に係る受信料の負担軽減を図るといふことを目的としたものでございます。

なお、免除基準につきましては、非常災害時における免除におきまして、免除すべき受信契約の範囲、免除の期間について臨機で機動的な対応を可能としていることにならしまして、同様の規定を新たに設けるといふことでございます。

2ページ目が、具体的な変更案でございます。免除基準の変更案については、今回、付則第3項として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例措置と

ということで、先ほど申し上げた免除に関する規定を新設するものでございます。

そして、受信規約の変更案については、付則第10項として、現行の延滞利息の規定である第12条の2の規定にかかわらず、受信料の延滞が発生した場合であっても、令和2年4月から令和3年3月までの間については、延滞利息を発生させない旨の規定を新設するものでございます。

3ページ目をご覧ください。本件変更に伴う事業収支に及ぼす影響は、免除基準につきましては、今後、この規定をご了解いただいて、認可し、その後、この規定に基づく承認申請の内容を個別に見ていくという形になりますので、承認申請の内容によりますが、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で実施すると、協会では考えているところでございます。

また、支払いの猶予期間の関係でございますが、本件措置は、今年度、令和2年度に限定したものですので、協会の今後の事業運営に影響を及ぼさないと、協会では考えているところでございます。

実施する期日は、総務大臣の認可を受けた日から施行するというところでございます。

本件についての審査の結果でございますが、本件は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、協会において、受信料の負担軽減策として受信料免除や延滞利息に係る特例措置を設けるものでございまして、現下の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みて、妥当なものと考えております。

また、これらの措置は、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われるということでございますので、申請のとおり認可することが適当であると認められます。

なお、免除基準の変更を受けて、協会から免除すべき受信契約の範囲、免除の期間等について承認申請がなされた際には、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われているものであるかを、適切に審査して、承認したいと思っ

ております。

4 ページ以降は、関係する条文になっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお受けしたいと思ひます。

なお、先日このようなWeb会議では、発言のタイミングが大変難しいとのご意見を頂戴したことを踏まえまして、本日は次のような手順を進めさせていただこうと思ひます。

最初に、実会議同様にぜひ伺ってみたいと思われるご質問やご意見等がございましたら、恐縮ですが、名乗り出ていただきまして、順次ご発言をお願いしたいと思ひます。

次に、ご質問が途切れまして、まだご発言いただいていない委員の皆様は、一例といたしまして、ご就任いただいた順番に指名させていただきます、ご発言をいただこうと存じます。

そして、質疑が一巡しました後、最後に、改めて委員の皆様は追加のご意見やご質問がないかどうか伺わせていただこうと存じます。

以上のような手順で質疑を進めさせていただこうと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最初にぜひ伺ってみたいと思われるご質問やご意見等ございましたら、お名前を名乗っていただきながらご発言をお願いいたします。どなたか、いかがでしょうか。

○兼松代理 いらっしゃらないようであれば、兼松から発言してもよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○兼松代理 よろしくお願ひいたします。(5)の「事業収支に及ぼす影響」ということですが、免除基準については、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で実施とございまして、具体的にはどの程度のスケールになりますと協会の事業運営に影響を及ぼすというような判断になるのか、もし何か目安のようなものがございましたらお伺ひしたいと思っております。

○吉田会長 いかがでしょうか、総務省のほうからお答えいただけますでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 具体的には、これから承認申請がなされますので、詳細は、まだNHKで検討中でございますけれども、NHKから内々で聞いているところでは、総額で約30億円程度の規模感の免除を考えているということでございます。個別に承認申請が来てから確認をとらせていただくこととなりますが、30億円程度の規模感でございましたら、現在のNHKの事業収支の規模からすると、それほど大きな問題にならないのではないかと想定はされます。最終的には、個別の承認申請が来たときに、しっかり審査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 以上で、よろしいでしょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかに委員の先生方からいかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 どうぞ、お願ひいたします。

○林委員 私からもよろしゅうございませうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。音声のみで失礼いたします。

今回の措置は、受信料の支払いが困難となる受信契約者に対して受信料の負担軽減を図るためのものということですが、ただ実際には受信料の支払いが困難な状況かどうかに関係なく一律に当該の間延滞しても延滞利息を発生させないと理解いたしました。これはこれで、機動的な対応を優先させたということで、大変結構なことではないかと思うのですが、関連して1つお願いがございます。それは今回の措置が認可されましたら、その内容について、協会のほうで受信契約者への周知・広報について一工夫いただきたいという点でございます。と申しますのも、例えば、NHKのホームページというのは、私もよく拝見するのですが、ありとあらゆる情報が掲載されていてそれはそれで非常に有益ですが、ただ、その構造がいささか「迷宮化」していると言ったら語弊があるかもしれませんが、必要な情報にたどり着くのに四苦八苦することがございます。とりわけ協会の経営状況であるとか、予算といった、先ほどご議論のあった、そういう協会自身の情報については、やや分かりにくい嫌いがございます。あるいは、関連するサイト・情報にたどり着けても、一般のユーザーや受信契約者にとっていささか難解な文書がどさっとアップされているだけで、いまひとつ一般の受信契約者に対してユーザーフレンドリーでないような気がいたしますので、今回の措置につきましては、受信契約者の関心もとりわけ高いと存じますので、ホームページであるとか、可能であれば放送でのわかりやすい周知・広報の工夫を協会にはお願いしたいと思っております。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。何か総務省のほうからございますでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 今いただいたご指摘は、非常に重要なことと受けとめております。本件は国民の関心が非常に高いということもございますので、しっ

かり周知を図っていく必要があるとNHKでも考えているようでございます。

具体的には、今、ホームページ等々で周知をしているところでございますが、あわせて、報道発表や、テレビ、インターネットを通じた周知を行うとのこと。また、事業所の場合は、色々な業界団体もございますので、これらの団体を通じた周知も行いながら、広く国民に、なるべくわかりやすい形で伝達されるよう、我々としてもNHKに要望していきたいと思っておりますし、NHKにおいても、この点は十分認識して、準備を進めていると伺っているところでございます。

ありがとうございました。

○林委員 ありがとうございました。よく理解できました。

○吉田会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。じゃあ、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。林先生のおっしゃったことは本当に大切なことだと思っていて、私もぜひわかりやすい説明をお願いしたいと思うんですが、こういう仕組みがあるということを全く普通知らないの、そういう人たちにどう知らせるのかというのは、積極的に自分のほうから情報を取りに行くというふうにはなかなかないと思うので、本当に今、コロナのことに関してNHKさん、いろんな時間帯でいろんな放送していらっしゃるの、その中できちんと説明していただくのが一番いいんじゃないかなと思っています。放送できちんとやっていただくというのがいいかなと思っています。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかに、日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 日比野です。

○吉田会長 お願いします。

○日比野委員 今の質疑応答で大変よくわかりました。もともとの趣旨に全く異論はありません。コロナウイルスが国民生活と国民経済に未曾有の悪影響を及ぼしているといった状況で、NHKとしてもできることをするという事なので、これは異論を挟む余地はないと思います。

免除する受信契約の範囲とか、免除の期間が決まった折には、またその後、どの程度の免除がなされたかということについて、この場でもご報告いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。特に総務省のほうからはこの点についてよろしいでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 これから免除については、承認手続きがございます。また、支払猶予についても、これから国民に周知をして、実際に行っていきますので、我々としても、実施の状況等々を把握する必要があると思っており、ある程度進んだ段階で、ご報告という形で、審議会の場でも状況の説明をする必要があると認識しております。引き続きよろしく願いいたします。

○吉田会長 私のほうから1点だけ、皆様のご質問と重複するんですけども、コメントさせていただきたいと存じます。先日、新聞報道で拝見したんですけども、NHKの前田会長が、衆議院の予算委員会でしたでしょうか、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の受信料を減免する方針を示したとの記事を拝見いたしました。したがって、今回の受信料の免除基準変更の対象として、おそらくこういった中小企業などが上がってくるのではないかなと推察しているのですが、それ以外に当然新型コロナウイルスの影響で大きく収入が落ち込んだような個人の方が多くいらっしゃるかと推察いたします。

こういった個人の方に対しては、たしか既存の枠組みで免除対象になるかもしれない、あるいはなるといったお話を伺ったんですけども、もしそうであ

れば、そういった個人の方々にも、必要な場合には、ぜひとも申請していただくように広く周知・広報をお願いしたいと存じます。

要は、受信料の公平負担の原則に従って、今回の受信料免除基準の変更につきましても、企業や個人を問わずに極力公平になるようにご配慮をお願いしたいと感じたところでございます。

私からは以上でございます。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。総務省から補足させていただきたいと思えます。

○吉田会長 はい、お願いします。

○豊嶋放送政策課長 いわゆる世帯で受信料を支払っているケースでは、例えば、公的扶助を受けておられる方については、先ほど紹介した免除基準の中に既に規定がございます。これも、同じような手続をとっていただいで免除するという形になりますので、ご指摘も受けとめながら、周知・理解を広めていく必要があると思っております。

また、今回新たに設ける規定に基づく具体的な免除の対象については、今、NHKで検討しているところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、例えば、直近で申し上げますと、国会の場で、前田会長の発言がございました。中小企業を中心として免除を考えているということでございますけれども、最終的に免除をする際には、公平負担という考え方の下で、なるべく客観的な指標に基づき免除を行うとのことでした。わかりやすく、なおかつ公平になるよう、免除の範囲を決めていくということが非常に重要かと思っておりますので、これも、実際にNHKから承認申請があったときに、事業に与える影響とともに、しっかり確認させていただきたいと思っております。

○吉田会長 ぜひどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、一応一通りご質問いただきましたけれども、追加でどなたかご質

問とかご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松代理 兼松でございます。ちなみに、ちょっと参考にお伺いしたいのですが、受信規約における延滞利息ですけれども、実際には延滞利息というのはきっちり徴収をしておるものなののでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。

○吉田会長 はい、お願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 具体的なところは、我々としても把握しておりませんけれども、一番わかりやすい例は、かなり滞納していたケースでございまして、最終的には、裁判の手續に入って、支払いを命ずるというケースがございまして。この場合は、規定に則って支払いを求めるという形になりますので、私も、裁判事例しか存じ上げませんが、3期以上、大幅に延滞している場合は、利息を付加するという措置をとっているようでございます。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 長田です。これも要望のようなものなんですが、NHKから承認申請は、どのくらい、いつごろ出る予定なんでしょうか。せっかくこれが認可されたら、早めにどんどんと対応を進めていただければと思いますので、お伺いします。

○豊嶋放送政策課長 これも、国会で、前田会長が、5月中にこの規定の整備を行いたいと答弁されております。NHKから伺っているところで申し上げますと、本日、この認可をお認めいただいた場合には、NHKとしても、なるべく早く承認申請をするべく準備を進めているとのことですので、今月のなるべく

く早い段階で承認申請がなされるものと理解しております。

ありがとうございました。

○長田委員 ありがとうございます。わかりました。

○吉田会長 ほかに、林委員、あるいは日比野委員からはいかがでしょう。
よろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○日比野委員 大丈夫です。結構です。

○吉田会長 それでは、ほかに特にご質問等ないようでしたら、諮問第16号
につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行います
が、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 皆様から今異存ないというご意見を頂戴しましたので、それでは、
そのように決することといたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書につきましては
は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催日時は、来週になりますが、5月13日水曜日、15時からWe b会議での開催を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。